

◆介護保険料の納め方◆

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類に分けられます。

年金が
年額18万円以上の人

◆年金から差し引かれます

特別徴収

年6回ある年金[※]の定期支払いの際に、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象になりません。

前年度から継続して特別徴収の場合、前年の所得が6月以降に確定するため、仮徴収と本徴収により保険料を納めます。



仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

前年の所得が確定するまでは、仮に算定された保険料を納めます。

確定した年額保険料から、仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を、納期に分けて納めます。

年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 保険料の所得段階が変更になった場合など

年金が
年額18万円未満の人

◆納付書や口座振替で納めます

普通徴収

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。



保険料の納付は口座振替が便利です

普通徴収の人には、便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。右のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳届け出印



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などは、納付書で納めることになります。

介護保険料 Q&A

介護保険料の納付方法を選びたいのだけど…



A 納付方法を個人で選択することはできません。

介護保険料の納付方法は、年金の受給額によって法律で決められています。市区町村からの通知にしたがって、決められた方法で納付をお願いします。

引っ越す前に住んでいたまちと介護保険料が違うのはどうして？



A 介護保険料は市区町村で介護保険にかかる見込額をもとに算出されるので、市区町村によって違います。

介護保険のサービスを利用するにはどうしたらいいの？



A 介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや市区町村の介護保険担当窓口で相談しましょう。

「基本チェックリスト」や「要介護（要支援）認定」を行い、結果に応じたサービスをご案内します。

UD FONT
by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



介護保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。

★納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

★1年以上滞納すると

利用したサービス費をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

★1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費をいったん全額自己負担します。保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。

★2年以上滞納すると

保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担の割合が引き上げられます。また、高額介護サービス費等も支給されなくなります。

! これらの措置を受けても、
保険料を納める義務はなくなりません!

納付が難しいときはお早めにご相談ください

災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときは、ご相談ください。減免などが受けられる場合があります。



※介護保険料の決まり方※

みなさんが住んでいるまちで必要と思われる介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数などから「基準額」を算出し、本人と世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決まります。

保険料の「基準額」の決まり方

「基準額」とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことです。

$$\text{基準額 (年額)} = \text{市区町村で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)} \div \text{市区町村の65歳以上の人数}$$

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

※介護保険料を納め始めるのは※

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例 10月1日生まれ → 9月分から 10月2日生まれ → 10月分から



65歳になる年度の保険料について

4月から65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

例 10月2日生まれの人の場合

65歳



国民健康保険（国保）の加入者は、65歳になった月以降も国保の保険料に介護保険分が含まれていますが、これは4月から65歳になる月の前月までの分を年度末までの納期に分けているため、保険料を二重に納めているわけではありません。